



柳川自校だより

令和 4 年

11 月 号

〒 839-0242

柳川市大和町豊原100

柳川自動車学校

TEL 0944-72-5371

FAX 0944-72-5373

11月ともなると、日没時間が早まり、夕方は前方が見えにくくなって、歩行者事故が増加する時期です。

前方の確認をしっかりと行うためにも、ヘッドライトを早めに点灯するとともに、ハイビームを十分活用し、安全走行に努めましょう！！



歩行者の事故を防ごう！！

歩行者死亡事故の約7割が道路の横断中に発生！

その中には、横断歩道を横断中の歩行者も含まれる。

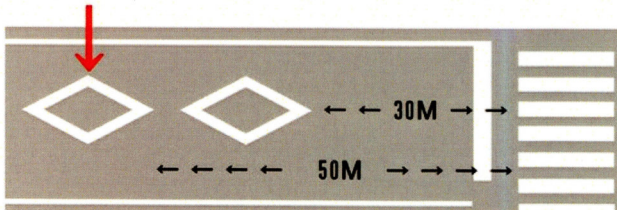
道路交通法では、車等の運転者は、

- 信号機が設置されていない横断歩道等に近づく場合には、横断歩道等によって横断しようとする歩行者・自転車がいないことが明らかでない限り、停止線の直前で停止できるよう徐行しなければならない。
- 横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止し、横断歩行者の通行を妨げてはならない。

と定められています。

つまり、たとえ歩行者が停止して待ってくれたとしても、そのまま通行するのは単なる交通マナーの問題ではなく、明らかに「横断歩行者等妨害等」の交通違反です。

道路標示のダイヤ・マークに注意する。前方に信号のない横断歩道又は自転車横断帯があることを示している。



直進時の前方にいる横断歩行者はもちろん、右左折時に横断歩道を横切るときにも、歩行者の存在を確認して下さい。

横断歩行者等妨害等違反

(道路交通法第38条)の罰則等

【罰則】

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(過失10万円以下の罰金)

【反則金】

大型・中型・準中型 12,000円
普通車 9,000円
原付車 6,000円

【基礎点数】

2点